

中部大学大学教育研究センタージャーナル規程

第1条 中部大学大学教育研究センター（以下「センター」という）は、本学におけるFD活動の一環として、高等教育（大学教育）全般に関する研究成果、及び本学での教育に関する分析研究、実践報告等を学内外に発表するため、『中部大学教育研究』（英語名：『Journal of Chubu University Education』、以下「ジャーナル」という）を発行する。

第2条 ジャーナルの編集・発行に関する業務を行うために、センター運営委員会の下にジャーナル編集委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 前項の委員会は、センター運営委員会と兼ねることができる。

第3条 ジャーナルは、原則として年1回、毎年12月に発行する。

第4条 ジャーナルは、A4判左横とじ横書きとする。

第5条 ジャーナルに投稿できる研究成果等（以下、「論文等」という）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学に属する教員が執筆したもので、委員会が適当と認めた研究、報告等
- (2) 本学大学院生が執筆したもので、本学教員が委員会に推薦し、委員会が適当と認めた研究、報告等
- (3) 委員会が学内外の研究者に対し、特別寄稿として執筆を依頼した研究、報告等
- (4) ヒトを対象とする研究については、「中部大学における人を対象とする研究に関する倫理指針」を遵守し倫理的な問題に十分配慮して行ったもので、必要に応じて、中部大学倫理審査委員会の承諾を得たものであることを要件とし、このことを明確に論文中に記載しなければならない。

第6条 投稿する原稿は、未発表の論文等であることを原則とする。ただし、学会その他で既に発表または報告したものを投稿する場合は、必ずその旨を明らかにする。

第7条 委員会は、投稿された論文等の提出を受け、ジャーナルへの掲載について採否等を決定する。

第8条 ジャーナルに投稿の論文等は、別に定める『中部大学教育研究』編集・投稿要項に準拠して作成されなければならない。

第9条 ジャーナルに掲載された論文等の著作権は、中部大学に帰属する。ただし、著作者が当該論文等を利用する場合には、本学の許諾を必要としない。なお、著作物は『中部大学教育研究』および同センターホームページおよび、中部大学学術情報リポジトリにおいて公開する。

第10条 その他ジャーナルに関し必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

2014年3月24日

大学教育研究センター運営委員会承認